

埼玉県総合リハビリテーションセンター施設部門
在り方検討委員会の設置期間延長について（案）

以下のとおり、委員会の設置期間を延長する。

1 延長期間

（現行）令和 4 年 3 月 3 1 日 ⇒ （延長後）令和 4 年 6 月 3 0 日

2 延長の理由

埼玉県総合リハビリテーションセンター施設部門の在り方にかかる提言を取りまとめるため。

3 参考

埼玉県総合リハビリテーションセンター施設部門在り方検討委員会設置要綱

第 6 条 委員会の設置期間は、本要綱施行日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、委員会の決定によって設置期間を延長することができる。